

大阪・関西万博九州7県合同催事における熊本県ブース出展業務 委託プロポーザル実施要領

1 目的

令和7年(2025年)に大阪府で開催される「大阪・関西万博」(以下「万博」という。)において、熊本県ブースを出展し、「阿蘇草原の維持・再生」、「阿蘇地域の世界文化遺産登録推進」及び「阿蘇地域世界農業遺産」に関する熊本県の取組や阿蘇の魅力を国内外に発信することで、阿蘇地域の交流人口の増加及び阿蘇の草原の重要性の認知度向上を図る。

2 委託する業務

「大阪・関西万博九州7県合同催事における熊本県ブース出展業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照。

3 公募型プロポーサルの参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者。
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立をされた者。
 - ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分の期間中である者。
- (3) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (5) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下(「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))
 - イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を

- 与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 受託者の選定方法

(1) 企画審査会（プレゼンテーション）

提案者によるプレゼンテーション（事業説明）を行い、最も事業効果が高いと判断した提案者を受託者として選定する。プレゼンテーションの内容は以下アからキのとおりとし、審査項目及び配点は(2)のとおりとする。

ア 日程

令和7年（2025年）4月17日（木）

※企画提案者が多数の場合は、日程調整を行う可能性有り。

イ 場所

熊本県庁 本館6階企画振興部会議室

※日時、場所等の詳細については、別途通知する。

ウ 出席者

1 提案者3名まで（担当者及び責任者は必ず出席すること。）

エ 実施時間

1 提案者25分（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）

オ 内容

提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージ等について説明すること。ただし、企画提案書と異なる内容の説明は認めない。

カ 順番

企画提案書を受け付けた順番とする。

キ 機器の準備

プレゼンに必要な機器（55型モニター、PC）は本県で準備するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。

※プレゼンテーションについては、紙ベースでの実施でも可とする。

※企画提案希望者が7者以上となった場合は、(2)に基づき、県にて提出された企画提案書等の事前審査を行い、企画審査会に参加する者を選定する。

(2) 審査基準

県は、下記の審査基準に基づき、厳正な審査を実施する。

なお、参加者が1者の場合は、企画提案内容を総合的に評価し、契約候補者としての適否を判断する。

【審査基準】

項目	視点	配点
業務目的の理解 (テーマ・コンセプト等)	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は、仕様書の目的を理解したものとなっているか。 ・万博本体のテーマを踏まえつつ、熊本県の特徴についての十分な知識・理解のもと提案がなされているか。 	15
企画	<ul style="list-style-type: none"> ①提案内容は、具体的で分かりやすく、実現可能性があるものか。 また、会場利用ガイドに沿って適切に対応するものとなっているか。 	25
	<ul style="list-style-type: none"> ②業務の目的を達成するため、集客力に優れた効果的な提案となっているか。また、独自のアイデアが盛り込まれ、オリジナリティのある提案となっているか。 	25
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に必要な組織力、人員、技術を有しているか。 ・業務スケジュールは適切か。 	10
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の類似又は同規模の業務に取り組んだ実績があり、適切な業務の実施が期待できるか。 	10
経費	<ul style="list-style-type: none"> ・企画内容から勘案して、見積項目及び価格は妥当か。 ・費用対効果に優れているか。 	10
事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県ブライツ企業の認定を受けているか。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言、RE Actionのいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか。 	1

	・熊本県SDGs登録制度に登録しているか。	1
	・パートナーシップ構築宣言をポータルサイトに登録しているか。	1
合 計		100

(3) 審査結果

契約相手方（候補者）の選定結果については、全てのプロポーザル参加者に対し、書面を郵送して通知する。

5 参加申込について

(1) 提出物

- ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式1） 1部
- イ 参加資格確認申請書（様式3） 1部
- ウ 会社概要（様式5） 1部
パンフレット等会社概要の分かる資料を添付すること。
- エ 登記事項証明書 1部
法務局が提出日の6ヶ月以内に発行した現在事項証明書の原本に限る。
- オ 印鑑証明書 1部
法務局が提出日の6ヶ月以内に発行した法人の印鑑証明書の原本に限る。
- カ 納税証明書（原本、6ヶ月以内に発行されたもの） 各1部
 - （ア）消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書
 - （イ）県税に未納がないことの証明書
熊本県内に本店又は支店等がある場合は、各広域本部、各地域振興局、県自動車税事務所のいずれかで発行する県税に未納がないことの証明書。
熊本県内に本店又は支店等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がないという証明書。東京都等「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人住民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書。
- キ 委任状 1部
本店の代表者から支店、営業所等の代表者への契約行為の権限を委任する場合に限る。様式は任意とする。

※令和6年度(2024年度)熊本県の入札参加資格を有している者は、上記エからキまでの書類を省略することができる。その場合、様式1にある「(参考)入札参加資格」欄に該当する登録番号を記入すること。
※海外に拠点を置く法人の場合においては、上記に準じ個別に提出物を確認する。

(2) 提出期限

令和7年(2025年)4月7日(月)17時まで。
持参又は郵送とし、郵送の場合は期限内に必着すること。

(3) 提出先

本要領末記の提出先に提出すること。

6 企画提案書の提出

プロポーザル参加者は、次のとおり、「提案書」等を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書 (様式4)
- イ 提案の基本的な考え方について (任意様式)
仕様書及び本要領「4(2)審査基準」を踏まえた上で、本業務に即した企画内容とその理由を記した企画書を作成すること。
- ウ 企画内容に応じた工程表 (任意様式)
本業務を実施する上でのスケジュールを示すこと。
- エ 業務の実施体制 (任意様式)
- オ 過去に受託した類似業務の実績書(様式6)
- カ その他、新たな提案に関すること(任意の様式)
- ※ 業務の実施にあたり独自の提案があれば記載
- キ 概算の見積書(任意の様式)
- ※ 契約権限のある者の印を押印した正本を提出すること。
- ※ 契約相手の候補者を選定するために用いるため、本契約にあたり、別途正式な見積書を提出することとなる。
- ク 事業者の取組に関する申出書 (様式7)

(2) 提出方法

(1) 提出書類は、本要領末記のメールアドレスへ電子データを提出すること。メール送信後は電話で受信確認をすること。また、容量が800MBを超える場合は、分割してメールを送信すること。

(3) 提出期限

令和7年(2025年)4月11日(金) 17時

※ 提出期限を超過した者は、契約相手方(候補者)としない。

7 予算額

17, 179千円(消費税及び地方消費税額を含む。)を上限とする。

提示額は、提案に当たっての目安(上限)となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなる。そのため、提示した額とは必ずしも一致しない。

8 契約保証金に関する事項

契約に当たっては、熊本県会計規則第77条の規定により契約保証金を納付すること。

なお、納付された契約保証金は、契約上の義務を履行したときに還付する。ただし、熊本県会計規則第78条に該当する場合、契約保証金は免除する。

9 関係書類

関係様式等は、熊本県ホームページから入手すること。

10 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。

(2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。

(3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。なお、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。

(4) 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。

(5) 受託者の選定のため、提出された提案書の写しを作成し、使用することがある。

(6) 提出された提案書は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)に基づき公開することがある。

(7) 提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意し、関係者とトラブルがないようにすること。

(8) 本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、熊本県に帰属するも

のとし、熊本県が広報上必要なものに利用することができるものとする。
ただし、受託者が受託前から権利を有する知的財産権については、この限りではない。

- (9) ホームページデータ（文書・画像等のデータおよび内容）に係る著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する権利は、成果物の引渡しと同時に、県に帰属するものとする。
- (10) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ その他、協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- (11) 審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約を締結しない。（この場合、次順位の者と契約交渉を行うものとする。）
- (12) 審査で最高位の評価を受けた者を受託者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (13) 参加者が1社のみであった場合でも、本公募型プロポーザルでの選定は実施する。
なお、採点が6割に満たない場合は採用しない。
- (14) 問合せは、電話連絡後に、メールで受け付けるため、質問票（様式2）を活用すること。なお、応答の内容は、必要に応じ参加者全員に知らせる場合がある。

【提出先、お問合せ先】

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1

熊本県企画振興部企画課調整班 担当：上妻

電話：096-333-2017（直通）

Eメール：kouzuma-s@pref.kumamoto.lg.jp